



# 森とおる NEWS

森とおる  
事務所発行

東京都豊島区上池袋 3-46-2  
東京都豊島区南大塚 1-19-3

自宅 〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-6-12 TEL 03(6912)0135

## コロナ禍の中、住民税非課税世帯等に対するご案内

# 臨時特別給付金 (1世帯10万円)

### < 事業について >

住民税均等割非課税世帯や、2021年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

### < 給付金の支給額 >

1世帯あたり10万円

### < 手続きについて >

手続きが必要です

### < 給付対象と手続き方法 >



### 住民税非課税世帯

名称は「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」といわれるもので、内閣府が所管し、各自治体が窓口になります。給付額は全国一律10万円です。住民税非課税世帯は、基

政府は、区市町村を通じて住民税非課税世帯と家計急変世帯、生活保護利用世帯に対し、1世帯あたり10万円の「臨時特別給付金」を支給することを決定しました。支給にあたり手続きが必要なために、対象者に該当する世帯はもれなく申請することが必要です。すでに10万円を手にした方も出てきていますので本事業について説明いたします。

### 家計急変世帯

準日の2021年12月10日において、世帯全員の2021年度の住民税均等割が非課税である世帯、または均等割が免除されている世帯です。手続き方法については、豊島区の課税情報により

「確認書」が送られてきますので、必要事項を記入して返送することになります。ただし、引越した場合は確認書が届かない場合がありますので注意が必要です。

### 生活保護利用世帯

家計急変世帯は、2021年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少したことで家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情がある

と認められる世帯です。手続き方法は申請が必要です。申請書と住民税非課税相当になったことを申立てる書面を添えて提出します。期限は9月30日までとなっています。

また、住民登録のないホームレスは、9月30日までに住民登録すれば支給されます。

この事業の問題点は、対象範囲が狭いために、困っている住民税課税世帯には支給されないことが挙げられます。それをカバーする支給金制度を豊島区が創設する必要があります。ご不明な点は森宛にお問い合わせください。